

事業所から出る事業系ごみの処理方法について

◎事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の処理方法をご存じですか？

事業系ごみは家庭ごみの集積所には 出すことができません！

事業系ごみには、建設業、製造業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、農林業等から排出されたごみが該当します。事業所から排出されるごみの中で「事業系一般廃棄物（受入れ可能な品目のみ）」は以下のいずれかの方法で処理をしないとけません。

①許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託をする。

収集運搬業許可業者と委託契約を交わし、契約内容にそって排出してください。

②自らごみを持ち込む。

事業所自ら【大阿蘇環境センター未来館（阿蘇市・産山村）】

【南部中継基地（高森町・南阿蘇村）】

【滝美園クリーンセンター（南小国町・小国町）】へ持ち込みます。

※ごみ処理手数料がかかります。

処理できるもの

- ① 可燃性ごみ（紙類、厨芥類）
- ② 飲食用ビン・カン類
- ③ 飲料用ペットボトル

処理手数料

10kgごとに100円

※必ず業務用の指定ごみ袋（緑色）を使用し、分別を行ってください。

※ごみ出しのルールが守られていない場合は、持ち込みをお断りする場合があります。

事業所から出た上記以外のごみや不燃ごみ、粗大ごみ、処理困難物、産業廃棄物は受入できませんので、産業廃棄物処理業者に委託するか、専門の処理業者に依頼してください。また、大阿蘇環境センター未来館・南部中継基地・滝美園クリーンセンターに事業所が自ら直接搬入する場合は、事前登録及び下記の持ち込み時間に搬入をお願いします。

持ち込み時間

毎週月曜～金曜

毎月第4土曜・祝祭日（月～金）

午前8時30分～午後4時30分

午前8時30分～午前11時30分

